

地球温暖化対策推進事業費補助金
(二国間クレジット制度を利用した
代替フロン等の回収・破壊プロジェクト補助事業)
公募要領

令和元年5月

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
市場メカニズム室
フロン対策室

目次

1. 事業目的	1
2. 事業内容	1
(1)事業概要	1
(2)補助対象事業	3
(3)採択優先国	3
(4)補助事業者の要件	3
(5)交付の対象となる事業の範囲	4
(6)補助対象経費	4
(7)交付額	4
(8)事業期間	5
3. 補助金の交付方法等について	5
(1)補助事業者の選定方法	5
(2)審査方法	5
(3)審査項目	5
(4)審査結果の通知・公表	5
(5)交付申請	5
(6)交付決定	5
(7)事業の開始について	6
(8)事業の実施状況の報告	6
(9)補助事業の計画変更について	6
(10)完了実績報告書の提出	6
(11)補助金の支払い	6
(12)取得財産の管理等	7
(13)補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等	7
(14)交付決定の取消し等	7
(15)不正に対する交付決定の取消、罰則の適用	7
(16)補助事業の年間予定スケジュール	7
(17)事業実施状況報告書の提出	8
4. 公募案内	8
(1)応募方法	8
(2)応募に必要な提出物及び提出部数	9
(3)公募説明会	10
(4)応募に関する質問の受付及び回答	10
5. 留意事項等	11
(1)事業内容の発表等	11
(2)経理	11
(3)補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方	11
(4)その他	11

別表第1 経費費目の細分について.....	12
別表第2 補助対象経費の内容	13
別紙.....	15

1. 事業目的

我が国は、途上国への優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス(以下「GHG」という。)排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism。以下「JCM」という。)を構築・実施しています。

平成25年1月のモンゴルをはじめとして、これまでにバングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピンの17か国との間でJCMを開始するための二国間文書に署名しており(平成31年3月現在)、他の途上国についても、様々な場を活用して協議を行っております。

これらを踏まえ、JCMの二国間文書に署名した又は署名することが見込まれる国において、使用済機器等からの代替フロン等の回収・破壊活動を行うとともに、JCMを通じて我が国の削減目標達成に貢献することを目的として、「二国間クレジット制度を利用した代替フロン等の回収・破壊プロジェクト補助事業」を行います。

2. 事業内容

(1) 事業概要

本公募において採択され、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)には、代替フロン等の漏えいを防ぐ措置を講じながら、使用済機器等からの代替フロン等の回収・破壊による GHG 排出削減事業を実施していただくとともに、GHG 排出削減効果の測定・報告・検証(Measurement, Reporting and Verification。以下「MRV」という。)を行っていただきます。また、JCM を構築している国等において、当該排出削減量について、以下のとおり JCM クレジットの発行を目指していただきます。

① プロジェクト登録

当該事業を JCM プロジェクトとして登録申請していただきます。プロジェクト設計書(Project Design Document。以下「PDD」という。)作成及びその一環として、地域住民等への説明やコメント聴取(local stakeholder consultation; LSC) の実施及び第三者機関(Third Party Entity。以下「TPE」という。)による妥当性確認の実施を含みます。登録申請は、原則として設備が本格的に稼働した日から 1 年以内に行ってください。JCM プロジェクト登録のためには、同制度の下での合同委員会で承認された JCM の MRV 方法論を適用する必要があります。したがって、補助事業者には、当該事業に適用可能な MRV 方法論を自ら開発するか、別途方法論の開発を行う者への当該方法論開発に必要な情報提供等に協力していただきます。

② モニタリングの実施

補助事業者には設備が稼働してから財産処分制限期間満了までの期間について(ただし、二国間文書が有効な期間内に限る。)、JCM で承認されることを前提とした MRV 方法論により、実際に GHG 排出削減量を測定・報告していただきます。また、設備が稼働した日からその年度の 3 月末までの期間及びその後の財産処分制限期間満了までの期間について、

毎年度、GHG 排出削減効果に関する事業報告書を環境省に提出していただきます。なお、事業の効果をパートナー国と情報共有するため、事業報告書を当該パートナー国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承願います。

③ クレジット発行申請

上記②のモニタリング実施結果を基に、クレジットの発行を申請していただきます。モニタリングレポートの作成、TPE による検証の実施及び JCM 合同委員会へのクレジット発行申請書の提出を含みます。当該プロジェクトにより発行された JCM クレジットから、プロジェクト全体の補助対象経費合計に占める補助金の額の割合を乗じた量と、発行された JCM クレジットの 2 分の 1 に相当する量とを比較して大きい方の量以上を、日本国政府の口座に納入していただきます。

発行申請については、設備が稼働してから財産処分制限期間満了までの GHG 排出削減量について行っていただきます（ただし、JCM に係る二国間文書が有効な期間内に限り、期間が延長された場合はその期間も含みます。）。また、財産処分制限期間満了までよりも長い期間の排出削減量について発行申請を行うことは妨げません。この場合も、発行された JCM クレジットから、パートナー国におけるクレジットに関する法令で定められたパートナー国側への配分量を除いたもののうち、プロジェクト全体の補助対象経費合計に占める補助金の額の割合を乗じた量と、発行された JCM クレジットの 2 分の 1 に相当する量とを比較して大きい方の量以上を、日本国政府の口座に納入していただきます。

初回のクレジット発行申請は、原則として JCM プロジェクトとして登録されてから 1 年以内に行ってください。それ以降は、複数年分をまとめて申請することが可能です。ただし財産処分制限期間（※）満了後は 1 年以内に、かつ財産処分制限期間満了が令和 3 年（2021 年）以降である場合は、令和 2 年（2020 年）までの削減量について令和 3 年（2021 年）中に発行申請を行わなければならず、財産処分制限期間満了が令和 13 年（2031 年）以降である場合は、令和 3 年から令和 12 年（2030 年）までの削減量について令和 13 年（2031 年）中に発行申請を行ってください。

なお、初回発行申請が令和 2 年（2020 年）になる場合は、令和 3 年（2021 年）に併せて申請いただいて構いません。

※ 財産処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」をご参照ください。

https://elaws.e-government.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015

※ 本補助事業の対象経費となるのは、使用済機器等からの代替フロン等の回収・破壊による GHG 排出削減事業を行うための設備・機器の導入費用等であり、上記①及び③に係る経費は補助対象とはならない旨、ご留意ください。ただし、②のモニタリングについては、補助対象となります。なお、これら①～③の実施に当たり必要となる方法論や PDD の作成、モニタリングレポート作成、TPE による妥当性確認・検証（初回クレジットの発行時）に

については、別途発注する見込みの環境省の委託業務内で実施することも可能です。

(2) 補助対象事業

事業は、以下の要件を満たすものとします。

- ① JCM の二国間文書に署名した又は署名することが見込まれる国において、代替フロン等の漏えいを防ぐ措置を講じながら、使用済機器等からの代替フロン等の回収・破壊活動を行うとともに、JCM を通じて我が国の削減目標達成に貢献する事業であること。
- ② 補助事業がパートナー国の持続可能な開発に寄与すること。
- ③ 事業の成果として、GHG の排出削減量を定量的に算定し、検証できるものであること。
- ④ 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」及び同条第 4 項に規定する「間接補助金等」をいう。）を受けていないこと。
- ⑤ 事業が JCM 事業としてプロジェクト登録され、かつ、クレジットが発行される可能性があると合理的に見込まれること。

(3) 採択優先国

以下に示す JCM に関する二国間文書に署名している国を優先とします。（平成 31 年 3 月現在）

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン

※本事業の実施中に新たに署名された場合、それらの国も含める。

(4) 補助事業者の要件

本事業について補助金の交付を申請し、交付の対象者となることができる者は、以下の（1）～（8）のすべての要件を満たすことのできる日本法人（登記法人）とします。

- （1）次の（a）～（f）のいずれかに該当すること
 - （a）民間企業
 - （b）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - （c）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - （d）学校法人及び国立大学法人
 - （e）法律により直接設立された法人
 - （f）その他大臣が適当と認める者
- （2）国際コンソーシアムの代表事業者であること。

注 1) 国際コンソーシアムとは、日本法人と外国法人等により構成され、事業実施を効率的に実施する組織をいう。

注 2) 当該日本法人を代表事業者、それ以外の国際コンソーシアムの構成員を共同事業者という。
交付申請は、代表事業者が行うものとする。

注 3) 代表事業者及び共同事業者は、環境省が承認した場合を除き、補助事業として採択さ

れた後は変更できない。

- (3) 事業を的確に遂行するに足る能力・実施体制が構築されており技術的能力を有すること。
- (4) 事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎・経営健全性を有すること。
- (5) 事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- (6) 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。
- (7) 別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。
- (8) 事業を自ら行い、かつ、事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者であること。

(5) 交付の対象となる事業の範囲

- ① 事業の実施のための詳細設計。
- ② 継続的かつ適切なMRV体制を構築するための活動及びモニタリング機器等の購入。
- ③ モニタリングの実施。
- ④ 事業の継続的な実施に係る事業実施国の関係事業者・団体・地方自治体及び周辺地域住民等（以下「現地関係者」という。）の普及啓発。
- ⑤ 代替フロン等の回収・破壊に必要な設備の購入。
- ⑥ 代替フロン等の回収・破壊に必要な現地関係者への技術移転及び訓練。

(6) 補助対象経費

以下の経費が対象であり、補助事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

- ① 人件費
- ② 業務費（設備費、賃金、社会保険料、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、委託料、旅費、印刷製本費、通信運搬費、雜役務費、借料及び損料及び消耗品費及び備品購入費）

※詳細は、別表第1及び別表第2を参照ください。

<補助対象外経費>

以下の費用は補助対象外となるものの事例です。

- ① 既存設備の撤去費（撤去費に係る諸経費も含む）
- ② 予備品
- ③ 本補助事業に係る報告書等の作成に要する費用
- ④ 為替手数料、銀行振込手数料
- ⑤ 土地取得費

(7) 交付額

今年度の上限額は、1件あたり4,000万円程度とします。

なお、後年度の予算措置状況によって上限額は変動することがあるため、交付決定通知書において通知する交付決定額が実際の上限額となります。

(8)事業期間

交付決定日以降に事業を開始し、令和元年度事業は令和2年3月16日(月)まで、令和2年度事業は令和3年3月15日(月)までに事業を完了させてください。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、年度末に中間評価を行うこととし、事業継続の可否について審査します。

なお、複数年度の事業の実施は、後年度において所要の予算が措置されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、複数年度の事業の場合に、2年目の事業費を見積もることになりますが、2年目の事業費については、所要の予算額が措置されなければ減額する可能性もありますので、あらかじめご承知おきください。

3. 補助金の交付方法等について

(1)補助事業者の選定方法

補助事業者は一般公募により選定します。環境省による採択審査項目に基づく採点を行い、必要に応じて、第三者有識者で構成する公募審査委員会による二次審査を行います。採点結果をもとに、対象国や対象分野も考慮し、予算総額の範囲内において補助事業者を選定し、採択案件を決定(内示)します。内示の時期は、7月中旬を目途とします。

(2)審査方法

審査は、応募者より提出された書類に基づく書面審査により行います。なお、必要に応じてヒアリング及び追加資料の提出等を求めることがあります。

ヒアリング審査が必要な場合は、応募締切後2週間以内を目途に実施する予定です。

(3)審査項目

審査項目については別添「二国間クレジット制度を利用した代替フロン等の回収・破壊プロジェクト補助事業採択審査基準」をご参照ください。

(4)審査結果の通知・公表

採択・不採択の結果については、応募団体宛(提案書に記載のある住所)に文書で通知します(令和元年7月中旬を予定)。併せて、採択案件の事業名及び団体名を環境省から公表します。

採択／不採択の理由等についての問合せには、一切応じられません。

(5)交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を、環境省に提出していただきます。なお、交付申請書の記載内容については、必要に応じて修正及び再提出等を求めることがあります。

(6)交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて

交付の決定を行います。なお、環境省における交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日です。下記(7)の事業の開始は交付決定を受けた後となりますので、交付申請書の提出から交付決定までには時間を要することについて、ご留意ください。

また、(4)の審査結果の通知から90日を経過した後も、交付申請書が未提出である場合は、事業実施が困難と判断し、原則として採択を取り消すこととしますのでご注意ください。

(7)事業の開始について

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に初めて補助事業の開始が可能となります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

- ① 契約日・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ③ 当該年度に行われた委託等に対して、事業の完了までに精算が行われること。

(8)事業の実施状況の報告

補助事業者は、事業開始後、四半期に一度、調査内容及び進捗状況を取りまとめた報告を環境省に提出していただきます。報告の作成にあたっては、代替フロン等の回収・破壊活動の実施による成果を定量的に記載しつつ、活動写真、活動範囲を図示したもの及び関連データを含めてください。なお、上記の各報告書のフォーマットについては別途環境省より連絡いたします。また、必要に応じて環境省より、問い合わせ又は面談を依頼することがあります。さらに、上記期間に限らず、環境省から求める場合は、報告を提出いただきます。

(9)補助事業の計画変更について

補助事業者は、以下の事項に該当する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を環境省に提出し、その承認を受けなければなりません。

- ① 補助事業に要する経費の配分(別表第2の第1欄に定める経費ごとの配分をいう。)を変更しようとするとき。ただし、変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除く。
- ② 補助事業内容の変更をしようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に關係が無い事業計画の細部の変更である場合を除く。

(10)完了実績報告書の提出

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を環境省へ提出ください。必要に応じて修正を依頼することができます。

(11)補助金の支払い

環境省は、完了実績報告書を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業者からの請求に基づき、その実績額に応じた額を支払うものとします。

(12) 取得財産の管理等

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等のうち単価50万円以上の機械、器具等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取り壊し(廃棄を含む)することをいう。)しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。

なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨をステッカー等により明示しなければなりません。また、交付申請書等で財産の譲渡等があらかじめ記載されており、それが補助目的を達成するために必要と認められ、交付決定された場合であっても、当該譲渡等により相当の収益が生じないようにしてください。

(13) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等

補助事業者は、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降5年度を経過するまでの間において、合併・統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なく環境省に報告する必要があります。

(14) 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することがあります。この場合、交付した補助金の全部又は一部について、環境省に返還しなくてはなりません(加算金を含めて返還していただく場合があります)。

- 一 補助事業者が、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令や要綱等に従わない場合、又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

(15) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用

申請内容の虚偽、補助金の重複受給、その他法令等に違反したことが判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われる可能性があります。

(16) 補助事業の年間予定スケジュール

日 程	内 容
令和元年5月16日(木)	公募開始
6月17日(月)	応募締切
6月下旬～7月上旬	審査実施
7月中旬	審査結果の通知

7月中旬～7月下旬	交付申請・事務処理説明 交付申請書の提出
8月上旬～8月中旬	交付決定 事業の開始
～令和2年3月16日(月)	事業の実施
3月中旬～下旬	(複数年度事業の場合)中間評価
補助事業完了から30日を経過した日又は4月10日(金)のいずれか早い日	完了実績報告書の提出
4月末まで	環境省による補助金支払

(17)事業実施状況報告書の提出

以下のとおり事業実施状況報告書を提出していただきます。

① 記載事項

事業実施による温室効果ガス排出削減量及び事業計画と照らした実施事項とその成果について

(ア) 温室効果ガス排出削減量(実績)

JCMで承認されることを想定した温室効果ガス排出削減量のMRV方法論により、実際にMRVを実施して温室効果ガス排出削減量を測定すること。

(イ) 完了実績報告書における温室効果ガス排出削減量に達しなかった場合の原因

② 対象期間

設備が稼働した日からその後の財産処分制限期間満了まで

③ 提出時期

年度毎に年度の終了後30日以内

④ 提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室及びフロン対策室（各1部）

4. 公募案内

(1) 応募方法

補助事業への応募については、以下のとおり提出ください。

① 提出方法

公募受付期間内に応募に必要な提出物を、提出先に持参または郵送ください。また以下の点をご注意ください。

(ア) 郵送等の場合は、書留等の配達記録が残るものに限ります。

(イ) 郵送時に③の提出先アドレス宛に、「令和元年度代替フロン等の回収・破壊プロジェクト補助事業応募書類送付の連絡【応募者名】」の件名で、本文中に応募者名、事業名、担当者名、連絡先及び発送の旨を電子メールにてご連絡してください。

(ウ) 提出物は封書に入れ、宛名面に「令和元年度代替フロン等の回収・破壊プロジェクト補助事業」と赤字で明記してください。

- (エ) 応募書類のファックス及び電子メール等での提出は不可です。
- (オ) 原則として、一度提出された書類の変更は受け付けません。
- (カ) ご提出いただいた書類の返却はいたしません。
- (キ) 応募書類は案件の選定のみに用います。

②公募受付期間

令和元年5月16日(木)～令和元年6月17日(月)17時必着

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が環境省の事情に起因しないものについて
は、受理しません。

③提出先（本件窓口）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2（中央合同庁舎第5号館3階）

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

担当： 中村

TEL： 03-3581-3351（内線 6704）

Email： furon@env.go.jp

(2)応募に必要な提出物及び提出部数

応募に当たり提出が必要となる書類と部数は、以下のとおりです。

① 提出書類

応募書類のうち、様式を定めているものについては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし
て作成してください。（<http://www.env.go.jp/press/106766.html>）

(ア) 公募提案書(応募様式①)

(イ) 実施計画書(応募様式②)

※実施計画書補足資料として、プロジェクトの内容説明書(様式自由②-2)、年度ごとの資本
計画(様式自由②-3)、方法論資料(様式自由②-4)を添付してください。

(ウ) 実施計画書別紙(応募様式②-1)

(エ) 経費内訳(応募様式③)

※内訳別紙を添付してください。

(オ) JCMプロジェクト英文概要(応募様式④)

※英文概要是、応募された事業の概要をパートナー国と情報共有するために、英文で最大
2ページまでで作成いただくものです。(オ)は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該
パートナー国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承願います。また、
パートナー国から(オ)について寄せられる質問に対して、回答の作成を依頼することがありま
す。

(カ) 応募者の概要(応募様式⑤)

※応募者の組織概要がわかる資料(企業パンフレット等)(様式自由⑤-1)および財務諸表
(直近決算3期分、資本金及び資本構成、貸借対照表及び損益計算書など、監査済みで

あることが望ましい) (様式自由⑤-2)を添付してください。

(キ) 国際コンソーシアム(日本法人と外国法人等により構成され、事業実施を効率的に推進する組織)協定に関する詳細書類等(様式任意)

※外国法人等の概要(応募様式⑤)および組織概要がわかる資料(企業パンフレット等)を添付してください。

(ク) 代替フロン等の回収・破壊活動を担保するための措置に関する説明資料(様式自由)を添付してください。

(ケ) その他資料(様式任意)

(コ) 提出書類チェックリスト(確認欄にチェックを入れること。)

② 提出部数

正本(紙)1部・副本(紙)11部、

上記書類のデータを保存した CD-R1部(PDF形式および様式指定書類はワード・エクセル形式)

(ア)原則として再生紙に両面印刷してください。

(イ)ファイリングし、目次に番号を付した上で番号に対応するラベルを付けること。

(ウ)CD-Rのレーベル面には提出事業者名・事業実施国名・事業名を必ず記載してください。

(エ)必要に応じて電話及び電子メールにて別途問い合わせおよび追加書類の提出依頼をさせていただく場合があります。

(3)公募説明会

応募を検討する事業者向けに、以下のとおり公募説明会を開催します。応募を予定されている方、またご関心のある方は参加をお願いします。なお、参加につきましては、事前に登録が必要になります。

・ 日時:令和元年6月3日(月) 15:00～

・ 場所:環境省地球環境局第7会議室

・ (東京都千代田区霞が関1-2-2(中央合同庁舎第5号館3階))

・事前登録:令和元年5月31日(金)15時までに、下のアドレス宛に、「代替フロン等回収・破壊公募説明会参加連絡【参加者団体名】」の件名で、本文中に参加者団体名、氏名をご連絡ください。

Email : furon@env.go.jp

(4)応募に関する質問の受付及び回答

① 受付方法

質問内容を電子メールにて下記アドレスに送信してください。その際、電子メールの件名は、「代替フロン等の回収・破壊プロジェクト補助事業に関する質問」としてください。

Email : furon@env.go.jp

② 受付期間

令和元年5月16日(木)～令和元年5月31日(金)17時まで

③ 回答方法

質問受付終了から1週間程度で環境省のウェブサイト上で行います。

5. 留意事項等

(1)事業内容の発表等

環境省では、本補助事業の実施内容及び成果について広く国内外へ情報発信していくことを予定しています。このため、導入した設備に関する公表可能な写真などを提供していただきますので、あらかじめご了承ください。また、補助事業者においても、国内外を問わず公表するよう努めるとともに、公表に当たっては、環境省補助事業によるものである旨を明示してください。

(2)経理

補助金の経費については、収支簿を備え、他の経費と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備する必要があります。

これらの帳簿及びその他の証拠書類は、補助事業完了後5年間保管する必要があります。

(3)補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者を含む国際コンソーシアム構成員の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、当該構成員自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※ 当該構成員の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもつて原価として認める場合があります。

(4)その他

上記のほか、必要な事項は適正化法及び同法施行令の規定によるほか、交付要綱及び実施要領によります。

別表第1 経費費目の細分について

1 補助事業	2 補助対象経費	3 基準額
二国間クレジット制度を利用した代替フロン等の回収・破壊プロジェクト補助事業	補助事業を行うために必要な、人件費及び業務費（設備費、賃金、社会保険料、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、委託料、旅費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、借料及び損料及び消耗品費及び備品購入費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費）	環境大臣が必要と認めた額

別表第2 補助対象経費の内容

1 区分	2 費目	3 内容
人件費	人件費	業務に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器（モニタリング機器を含む）の購入・リース並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
	賃金	事業を行うために必要な労務者に対する給与
	社会保険料	事業を行うために必要な労務費に対する社会保険料の事業主負担保険料
	本工事費	材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具及び借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費。
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能若しくは資格を必要とする業務又は事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験の施工を外注する場合に要する経費
	旅費	事業を行うために必要な国内外の交通移動に係る経費
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費

	雑役務費	事業を行うために必要な翻訳費や手数料等の諸業務に係る経費
	借料及び損料	事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料等
	消耗品費及び備品購入費	事業を行うために必要な物品の購入に要する経費（事務用品、回収ボンベ等）

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、公募提案書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方は不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

(1) 補助事業者として不適当な者

- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 補助事業者として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を本事業に関して締結する全ての契約の相手方(以下「契約相手方」という。)としません。

3. 契約相手方又は共同事業者(以下「契約相手方等」という。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は契約相手方等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。